

再稼働は誰が決める？

まずはここから見ましょう

エネルギー基本計画

(参考資料①)

原子力規制委員会の専門的な判断に委ね、原子力規制委員会により世界で最も厳しい水準の規制基準に適合すると認められた場合には、**その判断を尊重し**原子力発電所の**再稼働を進める**。

なるほど、規制委員会か。

2014年7月16日 原子力規制委員会記者会見

(参考資料②)

田中 原子力規制委員会委員長

「コミット」
関係すること。参加すること
(大辞林)

私どもは
**再稼働をするか、しないかという判断については
コミットしません**

ということを申し上げます。稼働を許可するかどうかということについては、もちろん事業者と、それから、地域の住民の方、それから、政府の考えとか、いわゆる関係者の合意で行われるのであって、そのベースとして私どもの審査があるということかと思えます。

あれ？規制委でないとすると国ですか？

2014年7月16日午後 官房長官記者会見

(参考資料③) 最初の質問

菅 官房長官

原発の再稼働についてはですね。安全性について原子力規制委員会の専門的な判断に委ねると、こういうことにしております。個々の再稼働についてはこの原子力規制委員会によって新規制基準に適合すると認められた場合、

**原子炉等規制法に基づいて、それは
事業者の判断で再稼働するかどうかを決める**ということです。

原子炉等規制法、正式にはこれですね

核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律 (参考資料④)

第43条の3の23第1項

原子力規制委員会は、**発電用原子炉施設の位置、構造若しくは設備が第43条の3の6第1項第4号の基準に適合していないと認めるとき**、発電用原子炉施設が第43条の3の14の技術上の基準に適合していないと認めるとき、又は発電用原子炉施設の保全、発電用原子炉の運転若しくは核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物の運搬、貯蔵若しくは廃棄に関する措置が前条第一項の規定に基づく原子力規制委員会規則の規定に違反していると認めるときは、その発電用原子炉設置者に対し、当該発電用原子炉施設の使用の停止、改造、修理又は移転、発電用原子炉の運転の方法の指定その他保安のために**必要な措置を命ずる**ことができる。

第43条の3の6第1項第4号

発電用原子炉施設の位置、構造及び設備が核燃料物質若しくは核燃料物質によつて汚染された物又は発電用原子炉による災害の防止上支障がないものとして**原子力規制委員会規則で定める基準に適合するもの**であること。

法的には、「動かすな」とは言えるけど、「動かしていい」とは言え(わ)ないということかな？

(官房長官発言について) この発言についてはどうなんですか？

瓜生 社長

これ、なかなか悩ましいご発言で、私共もそれを
どう理解していいのかよく分からないところがあるんです。確かに今の原子炉等規制法を読んでも、最後の再稼働は誰が判断するかとかはどこにも書いてないんです。ただしあの法律を読む限り、新しい規制基準に適合しているならば、恐らく勝手にスイッチを押しても法律に問われないということになってるのかなと、立て付けはですよ、法律の立て付けは。まあ、そのことをおっしゃってるのかなと私は思っているんです。

記者

九州電力さん主体でいわゆるゴーサインを出して欲しいということに関してはどうなんですか？

ゴーサインという意味合いがよくわかりません、私は。その表現のですね。最終的に私も原子力を再稼働いたします、という何か届け出を持ってこいとか、法的な手続きをしろというわけでもなくて、単に、多分そういう法の立て付けになっているんですよ、っていうことをご説明されているのかな、と思ったんですけども。

記者

それについては国からもうちょっと詳しい、どういう形の再稼働を巡る方法かというのを、流れをもうちょっと決めて欲しいということなんですか？

まあ、有り体に言えば、もう少しそこは**ご相談させていただければ**と思います。

ちなみに鹿児島県としては？

伊藤 鹿児島県知事

制度上は、法律は規制委員会が審査終了すればあとは九電ですね。それに地方公共団体の同意条項、国の何らかの要請、そういうのが絡んでいくということですので。
今の制度上は最終責任者は九電ですね、事業者です。
それを含めて、全体をどういう形で、全体をフレームで丸く包むかというのがこれからの我々の方の課題ということなのです。

感想を少しだけ。

再稼働を決める人（組織）は少なくとも次の疑問に根拠を持って答える義務があると考えます。

▶未来に回すツケをさらに増やすことを誰が決断したのか？
原発を動かすとは、さらに廃棄物を増やすこと。すなわち何世代も先の子孫（もしかしたら人類以外）に回すツケを増やすことです。例えば、ドイツの倫理委員会は「短期的な利益を優先して、未来の何世代にもわたり負担を強いるような決定に対しては、社会は責任を負わなければならない」として、脱原発へ舵を切りました。

▶取り返しのつかない事故が起きるリスクを誰が許容したのか？
100%安全はあり得ない。
そして事故が起きれば取り返しがつかない。
ということ、我々は多大な犠牲を払って学んだはず。

”今”生きる人達の電気代のために再稼働、という論理は全く持ってあり得ません。

しかし実際にはそんな議論などなく、誰が最終的に再稼働を決断するか？すら曖昧なまま状況だけは確実に再稼働へ進んでいます。

未来の教科書に”今”はどう記載されるのでしょうか？

<参考資料>

- ①経産省HP 新しいエネルギー基本計画が閣議決定されました
<http://www.meti.go.jp/press/2014/04/20140411001/20140411001.html>
- ②原子力規制委員会HP 委員長定例会見 平成26年7月16日 速記録
<http://www.nsr.go.jp/kaiken/>
- ③首相官邸HP 官房長官記者会見 平成26年7月16日午後 動画から文字起こし
http://www.kantei.go.jp/jp/tyoukanpress/201407/16_p.html
- ④e-Gov 「核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律」
<http://law.e-gov.go.jp/htmldata/S32/S32HO166.html>
- ⑤九州電力HP 記者会見動画配信2 から文字起こし
http://www.kyuden.co.jp/press_movie_02.html
- ⑥鹿児島県HP 平成26年8月1日定例知事記者会見
<http://www.pref.kagoshima.jp/aa02/chiji/kaiken/h26/kaiken140801.html>